

カトリック福知山教会 小教区評議会規約

(名 称)

第 1 条 この評議会の名称は、「カトリック福知山教会小教区評議会」(以下 評議会)とする。

(目 的)

第 2 条 本小教区は、カトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、兄弟的交わりを深めることによって、キリストの体である共同体作りを目指し、地域社会にキリストの福音を宣べ伝える福音共同体として、共同宣教司牧を実践するために設立する。

(主 宰)

第 3 条 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。
場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

(評議会の構成)

第 4 条 評議会は、次の者を評議員として構成する。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1 信徒の代表として選出された役員----- | 2 ~ 3 名 |
| 2 各部会の代表者----- | 各部会 1 ~ 2 名 |
| 3 地区委員----- | 地区代表者 |
| 4 任意グループの代表者----- | グループ代表者 |
| 5 小教区を代表してカトリック組織以外へ派遣される者 | |

(評議会の開催)

第 5 条 本会の会合は、ブロック担当司祭団の招集によって、原則として毎月 1 回（但し、8 月は除く）会議を開催する。
2 担当司祭団が必要と認めた時には、臨時に会議を開催することができるものとする。
3 司祭団が必要と判断した場合には、関係者に本会への出席を求める事ができる。

(評議会の審議事項)

第 6 条 評議会は、小教区の運営・活動全般に関わる下記の事項を審議する。

- 1 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期・短期）の作成。
- 2 基本方針に基づく年間行事の決定。
- 3 予算および決算の承認。予算外支出の承認。
- 4 部会、任意グループ等の設置および改廃。
- 5 規約、規定の制定と変更。
- 6 そのほかの重要事項。

(審議事項の決定)

第 7 条 評議会での審議事項の決定は、出席者の合意によるものとする。

(決定事項の執行)

第 8 条 評議会の決定事項の執行は、ブロック担当司祭団の承認を経て執行するものとする。

(役員の選出)

第 9 条 役員の選出は、20 歳以上の本小教区在籍信徒の中からの立候補または推薦により、投票をもって決定するものとする。

- 2 投票権は、20 歳以上の本小教区在籍信徒が有するものとする。
- 3 選出された者は、ブロック担当司祭団の任命を受けるものとする。

(部会および地区の代表者の選出)

第 10 条 各部会の代表者、および地区の代表者は、各部会、地区での互選とする。

- 2 選出された代表者は、ブロック担当司祭団の任命を受けるものとする。

(財務部員の選出)

第 11 条 財務部員は、業務の性質上、役員が推薦し、ブロック担当司祭団が任命するものとする。

(任意グループの代表者)

第 12 条 グループの代表者は、そのグループからの推薦者を代表とし、ブロック担当司祭団と評議会が承認した者とする。

(他の組織への派遣)

第 13 条 小教区を代表して、カトリック教会以外の諸団体に派遣される者は、評議会の承認を受けブロック担当司祭団の任命を受けた者とする。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、2年間（1月 1日から 12月 31日）とし再選を妨げないものとする。但し、連続2期を越えないことを原則とする。

- 2 任期中に欠員が生じたときは、後任者を評議会で選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第 16 条 役員は、以下の任務を行う。

- 1 ブロック担当司祭団と共に、小教区全体の運営についての調整。
- 2 会議の準備、記録 等。
- 3 小教区の代表として「ブロック会議」等への出席。
- 4 その他小教区の代表として必要とする業務。

(部会の設置)

第 17 条 小教区を円滑に運営するために次の部会を設置し、在籍信徒は原則として、いずれかの部会に所属するものとする。

なお、各部の業務は、別途定め公示する。

- 1 教育部 2 典礼部 3 広報部 4 施設管理部 5 財務部
6 國際協力部 7 地區委員會

(小教区総会)

第 18 条 小教区総会は、ブロック担当司祭団の招集により、定例総会として原則毎年1回1月に開催するものとする。また、必要に応じ臨時に開催することができるものとする。

- 2 小教区総会には、小教区に所属する信徒全員が参加するものとする。
 - 3 小教区総会では、評議会で決定されブロック担当司祭団で承認された事項について周知され、信徒が小教区運営について自由に提案や意見を述べることができる。

(会計監査人)

第 19 条 小教区会計処理が適切に行われているかの監査を行うために、役員、評議員を除く信徒から 2 名を会計監査人として、ブロック担当司祭団と役員が相談して選出し、司祭団が任命するものとする。

- 2 会計監査人の任期は、評議員と同じとし、再任は2期を越えないことを原則とする。

(規約の発効)

付 則 本規約の制定、変更は、京都教区司教の認可を得て発効するものとする。

付 記

本規約の教区司教の認可 2015 年 3 月 31 日 ; 発効 2015 年 4 月 1 日。

+ ハウス 大塚喜直

